

用途地域特集

昭和40年8月20日

全世帯配布



みやすい所へ
はっておきましょう

発行……吉原市役所
吉原市今泉43の1(電②3111)
編集……市長公室

用途地域で住みよい都市を

住居地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地区

あなたの住いは、なに地域になりますか

用途地域はなぜ必要か……

“住みよい都市を建設しよう”吉原市も、この8月4日から用途地域制がしかれ、市内の大部分は住居地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地区に区分されました。「住みよい都市」それは健康的で、能率的で、安全でそのうえ美しい都市ということです。これを満たすためには、まず通風、日照りがよくて、しかも水道、下水道が完備され、公園や運動場のようなレクリエーション施設があり、加えて工場が出す騒音、臭気など“公害”と呼ばれるものから「住い」が完全に離れているということです。つぎは、私たちの日常生活の足となる自動車や電車など、交通機関がフルに走れる系統的な街路網が整備されていること。さらに、官公庁・学校・商店街・工場・住宅地が適切に配置され、いずれも防災施設が完備されていることです。一口に都市といつても、観光都市とか、水産業都市とか、工鉱業都市など特異な性格をもつ都市があります。ところがこれも自然のままでは、よりも、大きな発展は望めないというので、合理的な区分と科学のメスをいれてこそ、その都市のもち味が十分に出せるというものです。一軒の家に例えますと、家が使いよいものになるかどうかは“間取り”の計画一つといわれます。これこそ都市計画でいう土地利用計画（用途地域制）にあたるもので、間取りで寝室は住居地域に、台所は商業地域に、居間は工業地域にそれぞれなぞらえることができます。これをうまく計画配置しないと快い生活ができないばかりか、手直しでもすることになれば、それこそたいへん大きな損失です。私たちの吉原市はいま、田子の浦港を中心に、周辺から山の手へと大きく開発されようとしています。ところがせっかくの開発も、無計画の絶花的なものであっては“住みよい都市”どころか共倒れの廃墟にもなりかねません。私たちは土地利用計画の大切さを考え、一軒の家のよう寝室（住居地域）、台所（商業地域）、居間（工業地域）、庭（緑地地域）と用途地域で“より住みよい都市”を建設したいものです――

指定地域はどこか……

住居地域……環境のよい市街地北方の丘陵地帯と市の西部および西北部の1,197ヘクタール。

商業地域……近代ビルへと装いを変える市街地をふくむ、その周辺一帯の82ヘクタール。

準工業地域……軽工業が林立する国鉄吉原駅付近をはじめ今小・日産付近の64ヘクタール。

工業地域……一大開発の進む田子の浦港背後地と今泉耕地以東の工場適地の1,014ヘクタール。
(裏面の地図参照)

用途地域での建物の規制は……

	舞踏場・バーレー・観覧待合場	劇場・映画館・演芸場	料理店	病院	旅館・ホテル	飲食店	専用商店	併用商店	図書館	学校	下宿宅・共同宿住舍宅	診療所	公衆浴場	神社・寺院	養育院・託児所	50m ² 以下の車庫	50m ² 以上の車庫	當業倉庫	工場(A)	工場(B)	工場(C)	工場(D)	ゴミ焼却処理場・火葬場	専公用公事・公務所	その他建築物
住居地域	×	×																						又位は許可都市計画課決定	
商業地域																									
準工業地域																									
工業地域		×	・	・	・	・																			
工業専用地区	×	×	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・										
文教地区																									
臨港地区																									
その他の特別用途地区																									

用途地域及び地区制限の外、特に必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

- ・は建てるこどてきない建築物
- ◎工場(A)危険物、悪臭、騒音による公害が大きいもの
- ◎工場(B)原動機を使用する作業床面積150m²以上の工場、その他業種からみて公害が中程度のもの
- ◎工場(C)原動機を使用する作業床面積50m²以上の工場、その他業種からみて公害が比較的小さいもの
- ◎工場(D)は(A)(B)(C)以外の工場(公害小さいもの)

建築上のおもな制限は……

- 面積と高さの制限 住居地域・準工業地域・工業地域・工業専用地区内の建築面積は、原則として敷地面積から30m²(約9坪)を引いた10分の6をこえてはならない。商業地域や用途地域に指定されていない区域では、敷地面積の10分の7をこえてはならない。建築物の高さは、住居地域が原則として20m、商業地域・準工業地域・工業地域では31mを、それぞれこえてはならない。
- 増築・馬力(機械)の増設ができるばあい 住居地域・商業地域に指定されたために、禁止工場となつたばあいは、昭和40年8月4日から1カ月以内に不適合建築物報告書を提出すれば、既得権が認められ、将来増改築や原動機の増設ができる。しかし、建築面積がすでに規定をこえているばあいは、増改築はできない。
- このほか、いろいろ建築上の制限がありますので、くわしく知りたい方は、下記のところへおたずねください。

吉原市都市計画課 吉原市建築課 富士土木事務所建築住宅課

(電話 吉原②3111番)
(内線51~52番・72番)

(内線29番~31番)

(電話 富士⑥14080番)